悪質商法から高齢者を守る

なごや見守り情報 第4号

景品をもらうだけのつもりが、雰囲気にのまれて布団を購入することに

繁華街の路上で「無料でサポーターをあげます」と若い男性から声をかけら れ、ついていった。近くのビルの2階のカラオケ店に行くと、すでに20名ぐ らいの人がいて、「当たれば磁気健康商品を差し上げます。」と言われ、みんな で手を上げ、磁気シートなどをもらい、さらに2万円もする腰のサポーターが 全員に配られた。

磁気布団のときに手を上げたら「当たりました。」と言われ、会場の前の方に 座っていたので帰れない状態になり、車で布団と一緒に自宅まで送ってもらっ た。その会社の人と銀行へ行き、38万円下ろして支払った。(80代 女性)

SF商法(催眠商法)にご注意を

「粗品を配っている」「新商品を紹介している」等と主に高齢者を誘い、閉 め切った会場に人を集めて、台所用品、健康商品などを無料で配って気持ち を高揚させた後に、高額な商品を売りつける手口です。

ターゲットになりやすいのは高齢者です。

販売するのは羽毛布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品などです。

アドバイス

無料につられ、安易について行かないように。会場に行かないのが一番です。 SF商法で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリン グ・オフができ、無条件で解約ができます。布団や健康器具は使用したとし てもクーリング・オフができます。

現金払いは避けましょう。たとえクーリングオフができたとしても、一度支 払ったお金を悪質な業者から取り戻すのは大変なことです。

脅迫的な態度をとられたら警察へ届けましょう。

(相談先) 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 11階

平日 TEL052 222-9671

土·日 TEL052 222-9690

年末年始・祝日を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分 (土・日は電話相談のみ)